

日米安保体制からの脱却は可能か ～沖縄の視点から東アジアの展望を考える～

ルネサンス研究所関西研究会 10月定例研究会
報告 椿 邦彦

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）の核開発や中国の海洋進出をめぐってアメリカとの緊張が高まっている。トランプ政権は、「軍事オプション」行使の可能性に言及するなどして北朝鮮への軍事的圧力を強めている。一方、北朝鮮の金正恩政権はアメリカに対する挑発的な言動を繰り返している。

こうした情勢の中で安倍政権は、安全保障問題を前面に押し出しながら、憲法改悪と軍事大国化路線に利用している。こうした政権側の攻勢に対抗するためには、安全保障についての私たちの考え方を確立する必要があるだろう。

この報告では「東アジアにおける安全保障」というテーマについて考えてみたい。

「東アジアにおける安全保障」とは何か。最も基本的な定義は、「東アジアで生活するすべての人びとが平和で豊かな暮らしを送ることができる」ということであり、それが保障されている状態であろう。

「平和」であるとは生存を脅かされる危険が存在しない状態であろう。平和の対極にあるのが戦争である。生存を脅かすという意味では飢餓もそうである。

※ 福島第一原発事故によって人びとの生存が不可能になった地域に平和はない。米軍によって絶えず生命の危険にさらされている沖縄もまた平和ではない。

「豊かさ」とは経済的な豊かさに限定されるものではない。その地域に居住するすべての人びとが人間らしく生きていくこと、すなわち、人間としての尊厳が保たれていること、健康で文化的な生活を営むことができることが前提とならなければならないだろう。そのためには良好な自然環境や生活環境、労働環境が保たれていなければならないだろうし、社会の中で人びとが奴隷状態におかれることがなく、また不当な差別や抑圧を受けることがないということが必要であろう。

資本主義社会においてこのような状態を実現し、それを維持するための条件はどのようなものだろうか。

- ① 戦争を未然に防止すること → 紛争を解決する仕組みが形成されていること
- ② 自然や人間に破壊作用を及ぼす企業（資本）活動にたいする規制および統制がなされていること
- ③ 住民の社会（政治・経済・文化・教育などの諸領域）への参加が保障されていること
→ 社会から排除されることがないこと

それでは、安全保障に関するアクター（主体）はいったい誰なのだろうか。一般的にそれは「国家」であるとされている。辺野古新基地建設をめぐる国と沖縄県の裁判などで、国側の主張と裁

判所の判断は、「安全保障は国家の専権事項」であるというものだ。

しかし①について、歴史的に見るとそのような主張に根拠はない。 → ロシア革命、ベトナム反戦運動

民衆の意識や行動が国家を規制した事例はいくつでもあげることができる。

②や③についてはなおのことそうである。

「安全保障は国家の専権事項」というのは支配者・権力者による虚構にすぎない。

以上を前提にして、「東アジアにおける安全保障」に関する諸問題を《日米安保からの脱却》と《沖縄の視点》の二つをモチーフとして考えていきたい。

〔I〕日米安保体制は機能しているのか

(1) 北朝鮮の核開発問題に対する有効性

- ・ 1993年に北朝鮮がNPT（核不拡散条約）を離脱して、核開発計画を公然化して以降、日米安保体制の2回のガイドライン改定（1997, 2015）を行って、その強化が図られてきた。しかし、それが北朝鮮にたいして核開発を断念あるいは躊躇させるような何らかの影響力を行使できたのか

※ 北朝鮮の核実験 2006 2009 2013 2016.1 2016.9 2017.9

※ ミサイル発射実験 1993 1998 2006 2009 2012.4 2012.12 2016 2017.8
2017.9

- ・ そもそも日米安保体制は、敵対的な他国に対して抑止力として機能するのか

(2) 勢力均衡（バランス・オブ・パワー）戦略としての日米安保

① 「平和の100年」～ヨーロッパの勢力均衡（バランス・オブ・パワー）

1. 30年戦争（1618年～48年）とウェストファリア条約
2. ナポレオン戦争（1803年～15年）とウィーン会議（1814年～15年）
3. 「平和の100年」の終焉 → 帝国主義の時代（帝国主義戦争）

② 勢力均衡から集団安全保障へ

1. 第一次大戦と国際連盟
2. 第二次大戦と国際連合
3. 日本国憲法第9条はなぜ生まれたか
4. 集団安全保障の有効性

(3) 冷戦と勢力均衡戦略 ～日米安保条約の位置

1. 北大西洋条約機構（NATO）1949年～
2. 日米安全保障条約 ※旧安保1951年 新安保1960年～
3. 米比相互防衛条約 1951年～（無期限）
4. 太平洋安全保障条約（ANZUS） 1951年～ ※オーストラリア、ニュージーランド
5. 米韓相互防衛条約 1953年～
6. 東南アジア条約機構（SEATO）1954年～1977年

- 7. 米華相互防衛条約 1954年～1979年（米中国交樹立により失効）
- 8. ワルシャワ条約機構 1955年～1991年
- 9. 中東条約機構（METO）1955年～59年 ※イラク脱退 中央条約機構（CENTO）59年～79年 ※イラン、トルコの脱退で消滅

(4) 戦争は偶発的に起こるのか ～勢力均衡戦略の欺瞞性

(5) 日米安保は平和的生存権を保障しているか

〔Ⅱ〕北朝鮮の核開発問題は解決できるのか

アンドレイ・ランコフ『北朝鮮の核心 そのロジックと国際社会の課題』（山岡由美訳 みすず書房 2015年）

本多健吉他『北アジア経済圏の形成 環日本海経済交流』（新評論 1995年）

第6章 北朝鮮経済の現状と対外開放政策（坂田幹男）

(1) 一般的なイメージと実際の姿

- ・ 「常軌を逸した国」「最後のスターリン主義国家」「核の瀬戸際外交」
- ・ このようなイメージの大部分は正しくない → 大いに理性を働かせている。その証拠に大変な困難を抱えているにもかかわらず、今も存続している

(2) なぜ核開発を進めるのか

- ・ 核開発計画はそれ自体が目的なのではない。それは政権存続のために展開している戦略の一つにすぎない
- ・ もし北朝鮮に核がなければ、アメリカ政府はこの国にほとんど関心を払わないだろう
 - ※北朝鮮 2240万人 GDP 1800ドル
 - ガーナ 2470万人 GDP 1700ドル（2010年）

① 抑止力としての核兵器保有

② 核開発計画を外交に利用 → 北朝鮮外交の特徴

(3) 核開発の歴史

- ・ 1959年、ソ連とのあいだで核開発協力の最初の協定を締結
- ・ 1960年代、寧辺で北朝鮮版マンハッタン計画を開始。
- ・ 1965年、ソ連設計の研究用原子炉完成
- ・ 1970年代、自力で改良、出力を増強
- ・ 1985年、ソ連の圧力で NPT に加入 → ソ連崩壊によって北朝鮮の核開発を抑制するものがなくなった

(4) 90年代危機と核開発

- ・ 91年のソ連崩壊。最大の貿易相手国であり全貿易量の60%近くを占めていた旧ソ連との貿易は、全体の14%近くまで激減⁷
- ・ 91年、中国が北朝鮮への援助貿易を打ち切り。北朝鮮の対中国累積債務は、250億元（92

年3月現在で45・7億ドル)

- ・ 91年7月、北朝鮮は国連開発計画（UNDP）国際会議で、図們江（ともんこう）地域開発計画にリンクさせた「自由経済貿易地帯開発構想」を打ち出し。開発費用約70億ドル → アジア開発銀行へ加盟申請 → アメリカがこれに難色を示し実現せず

(5) 96年～99年飢饉

- ・ 餓死者数 25万～300万人 統計からの推計値で50万人～100万人
- ・ 45万人～50万人としても総人口の2・5% → 大躍進と同じレベル
- ・ 一方、残りの大多数の国民はどうやって生き延びたのか
- ・ 「闇市場」の登場と中国からの「密輸」 → 00年～13年のGDP成長率は年率換算で平均1・4%
- ・ しかし、北朝鮮が中国式の市場志向型改革や「開発独裁」型の経済政策を実行する可能性はない

(6) 「豊かで自由な韓国」の重圧

- ・ 一人当たり国民所得で15倍～40倍の差（東西ドイツの所得格差は1対3）

(7) 北朝鮮の変化を促すことができるのは北朝鮮人民しかない

- ・ 韓国の活動家は →
- ・ 国家レベルで可能なことは限られている
- ・ 民間レベル、国境を超えた民衆の交流、援助、連帯の優位性、有効性

〔Ⅲ〕中国の海洋進出

(1) 南中国海における中国の「海洋進出」

- ・ 中国は戦後、9段線を根拠に南中国海の領有権を主張してきたが、それを実効支配するだけの実力はなかった。むしろ1960年代から70年代にかけては、南沙諸島の一部をフィリピンが実効支配し、中国はこれを不法占拠と非難したが、実力で排除することはなかった。
- ・ フィリピン以外にもベトナム、マレーシア、台湾などが同海域の島を占有している。
- ・ 実効支配という点では最も遅れていた中国が、近年世界第2位の経済大国へと急成長する中で、南沙諸島の埋め立てなどの実力行使に出てきた
- ・ オバマ政権のリバランス政策の影響 → 2011年11月、オーストラリアを訪問していたオバマ大統領が、アジア・太平洋地域を「最優先事項のひとつ」と述べて、世界戦略の重心をこの地域に移す「再均衡（リバランス）政策」を打ち出したことへの対抗
※ 中国による南沙諸島における人口島建設は、2013年頃から始まったと見られている

る。

(2) 「海洋進出（9段線）」をめぐる紛争

- ・ フィリピンが 2013 年に国連海洋法条約に基づいて申し立て
- ・ 2016 年 7 月 12 日、仲裁裁判所は「国際法上根拠がない」と判断

※ 9 段線とは、中国が南中国海で領有権を主張する 9 つの断線（区画線）からなる境界線である。元の線を引いたのは、戦前の中華民国政府。戦後、中華民国政府はカイロ宣言およびポツダム宣言に基づいて、南沙諸島の領有権を主張。1947 年、「中国の権威が及ぶ範囲の限界」として、南中国海に 11 の区画線からなる 11 段線を引いた。中華人民共和国は中華民国の 11 段線をそのまま踏襲したが、1953 年、北ベトナム沿岸の 2 つの線が削除され、現在の 9 段線となった。ちなみに中華民国は現在も 11 段線を主張している。



(3) フィリピンの対応

- ・ フィリピンのドゥテルテ・フィリピン大統領は判決前から、「フィリピンはどの国にも宣戦布告するつもりはなく、交渉によって平和を勝ち取れるのであればそれを望み、比中の南海の紛争が『ソフトランディング』することを希望する」と表明
- ・ フィリピン政府は「判決を歓迎する」としながらも、中国と平和的に交渉を進めている。

〔IV〕 東アジア史におけるASEAN

和田春樹他『東アジア近現代通史 上・下』（岩波現代全書 2014 年）

(1) 繁栄の時代（18C）

- ・ 人口増と小農経済化の進展 → 日本（3000 万人） 中国（3 億人）
- ※ A.G.フランク『リオリエント—アジア時代のグローバル・エコノミー』（山下範久訳 藤原書店 2000 年） …… すくなくとも 18C 半ばまではアジアがヨーロッパに対して経済的に発展していたのであり、西欧のその後の発展も自立的なものというよりも、アジア経済の収縮を利用した結果。現在はまた世界経済の中心はアジアに回帰している
- ・ 「平和な時代」 …… 17C に比べて域内の戦闘行為は減少。貿易の自由化による強力な武装集団が成長しなかった
 - 武器の技術革新が鈍化、生産量も横ばい
 - 火器使用の抑制、騎馬や弓矢あるいは刀を重視
 - ヨーロッパ諸国の軍事的優位

(2) 帝国主義による植民地支配の時代（19C～20C前半）

- ① 不平等条約の強制（協定関税、治外法権、片務的最恵国待遇など）
- ② 東南アジアの帝国主義的植民地分割（19C 中頃～）

(3) 東アジアにおける日本帝国主義の50年にわたる戦争（1894年～1945年）

- ① 明治維新（1868年）
- ② 琉球王国の併合・植民地化（1872年～79年）
 - ・ 1872年、琉球国を廃して琉球藩とし、中央政府の管轄とした。
 - ・ 1874年、台湾に漂着した琉球漁民の殺害事件（1871年）を「琉球帰属問題」に利用し、台湾に出兵。
 - ・ 1875年、内務官僚松田道之を処分官として琉球に派遣し、中国との関係を廃絶することを要求
 - ・ 1879年3月、琉球藩を廃し、沖縄県を設置する旨通告した。国王は東京移住を命じられ、ここに500年の歴史を持つ琉球王国は、武力で日本に併合された。
- ③ 日清戦争（1894～95年）
 - ・ 日本の要求は突出して強奪的なものであったため、日清戦争は列強が清国の領土を目指して殺到する道を開いた → 「東アジアにおける帝国主義の新時代」（和田春樹）
- ④ 日露戦争から韓国併合へ
- ⑤ 日中戦争
- ⑥ 太平洋戦争

(4) 戦後30年続いたのアジアの諸戦争（1945年～1975年）

- ・ 1945年～1949年 インドネシア独立戦争
- ・ 1945年～1954年 第一次インドシナ戦争
- ・ 1950年～1953年 朝鮮戦争
- ・ 1960年～1975年 ベトナム戦争

(5) ASEAN結成の意義

- ① 東南アジア連合（ASA）～67年成立の東南アジア諸国連合（ASEAN）の先駆
 - ・ マラヤ連邦が主導、同じく SEATO 加盟国のフィリピン、タイとともに創設（61年夏）
 - ・ 63年～66年のマレーシア紛争で機能不全に
 - ・ 目的 → 経済・社会・文化・科学の各分野で友好的協議・協力・相互援助を確立すること
 - ・ インドネシアは参加せず。ビルマ、カンボジアは反共、親西欧色を読み取って非協力。南ベトナムは反共国家として排除された
- ② この機構は冷戦のなかで西側陣営の一員となっていた少数の国々に限られるものとはなかったが、アジアの新秩序という点では、その創設は大きな意味をもっていた。いち早くその点に着目した山影進の表現を用いれば「異なる宗主国に支配されてきた東南アジア諸国は、ようやく自らの意志で「遠い」隣国と交流するようになった」のである。

(6) ASEANと東アジア共同体構想

- ・ 1997年、アジア通貨危機に際して、ASEAN諸国が中国、韓国、日本の3カ国をASEAN首脳会議に招待。「2001年に東アジア共同体をめざす」というアピールを発表

※ ASEAN（東南アジア諸国連合）

1967年 …… インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア

1984年 …… ブルネイ

1995年 …… ベトナム

1997年 …… ミャンマー、ラオス

※ ここまでが第1回 ASEAN + 3 に参加)

1999年 …… カンボジア

- ・ 第1回 ASEAN + 3 (1997年) によって、東北アジア（中国、韓国、日本）と東南アジア（ASEAN 諸国）をひとつとして「東アジア（共同体）」を形成するという考え方が登場した



東アジア地域（外務省のホームページより）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/e_asia/index.h

〔V〕 私たちの課題 ～「沖縄の視点」の確立～

(1) 東アジア平和共同体

進藤榮一／木村朗編『沖縄自立と東アジア共同体』花伝社2016年 第3章 大田昌秀『東アジア共同体』形成の前提

「…東アジア諸民族のなかには、『東アジア平和共同体』への強い願望があるにも拘わらず、『東アジア平和共同体』がいまだに実を結んでいない…その原因は、日本側にあります。すなわち日本政府と国民が、『過去の真実』をまともに究明し、真に反省し謝罪していないからです。それと言うのも日本と米国は、この地域で『平和共同体』とは正反対の『戦争共同体』を作っているからです。しかもその関係は、平等の関係ではなく、日本は米国の『属国』と評されるほど米国に従属していて、あたかも主人と奴隷の関係を維持して止まないのです。そんなことから在沖海兵隊がイラクのファルージャで大虐殺をやるなどして沖縄の人々の意志に反して加害者の役割をになわせている有様です。それにもかかわらず日本政府は、在日米軍に対し、膨大な条約外支援の『思いやり予算』をはずんでいる始末です

したがって『東アジア共同体』もしくは『北東アジア平和共同体』を創出するためには、日本古来からの帝国主義幻想から脱却して武力放棄の原則に立ってアジアの人々としっかりと手をつながねばなりません。つまり日本国憲法第9条を高々と掲げ、『東アジア平和共同体』の結実に向けて、尽力する必要があることは言うまでもありません。」

(2) 「日本古来からの帝国主義幻想」

倉本一宏『戦争の古代日本史 好太王碑、白村江から刀伊の入寇まで』（講談社現代新書2017年）

① 近代日本のアジア侵略の淵源

- ・ 「…前近代の日本および倭国は、外国勢力の侵攻を撃退したものを除くと、対外戦争の経験はきわめて少なかったのである。海外で実際に戦争をおこなった例は、5世紀の対高句麗戦、7世紀の白村江の戦、16世紀の豊臣秀吉の朝鮮侵攻の3回しかない…」
- ・ 「何故に近代日本は『明治維新』後に突然、朝鮮に目を向け、侵略に踏み切ったのであろうか。もちろん、直接には藩閥政府の帝国主義への志向と、帝国陸海軍の内包した矛盾に解明の道があるのであろう。しかし、さらにその淵源は、古代の倭国や日本にあり、そして長い歴史を通じて醸成され、蓄積された小帝国志向、それに対朝鮮観と敵国視が、幾度にもわたって記憶の呼び戻しと再生産をもたらし、近代日本人の DNA に植えつけられてしまっていたことにあるのではないかと考える。」

② 「東夷の小帝国」という認識

- ・ 日本（および倭国）は中華帝国よりは下位だが、朝鮮諸国よりは上位に位置し、蕃国を支配する小帝国であるという主張
- ・ 明治維新时期においては … 日本書紀の記述 → 本居宣長 → 平田篤胤 → 吉田松陰

こうした「日本古来からの帝国主義幻想」からいかにして脱却するのか

(3) 沖縄の闘いによって提示されているもの＝琉球王国を「沖縄県」として併合・植民地化し、現在も継続しているという歴史認識と現状認識 → 沖縄の基地問題をとらえ返し、日米安保体制から脱却する重要な契機

(4) 太平洋を米軍から住民の手に取り戻す

- ・ 2011年11月、ハワイで APEC（アジア太平洋協力会議）に対抗するモアナ・ヌイ会議（Moana Nui 2011）が開催された。
- ・ 「米国にとって太平洋は『アメリカの湖（American Lake）』です。100年以上もの間、アメリカは太平洋を『運動場』のように見なしてきました。モアナ・ヌイ会議の理念は、太平洋諸島に暮らす人びとの運動を通して地域をとらえ直すことにあります。とりわけ反核運動はひとつの重要な運動です。私たちはこの活動を通じて、『自分たちは太平洋によって分断されているのではなく、ひとつなのだ。私たちは家族なのだ』と主張しています。『モアナ・ヌイ』はハワイの言葉で『偉大なる海』という意味です。太平洋は、海と島々によって構成されている大陸のようなものです。太平洋はアメリカや日本、それに中国のものでもありません。太平洋諸島には固有の声があり、自分たちで切り開くべき運命があります。こうした視点に立てば、これが小さな島々に暮らす人びとの小さなプロジェクトではなく、途方もなく大きなヴィジョンであり、挑戦だということが見えてくるでしょう」（カイル・カジヒロ＝DMZ Hawaii 『けーし風』73号2011年12月より）

※ 1881年、ハワイのカラカウア国王は世界一周の途上、清と日本を訪れた。国王は、李鴻章らに対して、1879年の沖縄県設置で悪化していた日清関係の修復を求め、ハワイも含めたアジア諸国の団結を訴えた。